

登場
ページ

05

ページ

09

ページ

11

ページ

今週の専門用語



📖 独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法

独立企業間価格の算定方法の1つで（措法66の4②二）、棚卸資産の売買取引以外の取引に用いられるものである。たとえば金銭の貸借取引について措通66の4（7）-4は、比較対象取引の通貨が国外関連取引の通貨と同一で、貸借時期、期間、金利、利払方法などが国外関連取引と同様であることを要することに留意するとしている。また、事務運営指針3-7は、借手の銀行調達利率、貸手の銀行調達利率、国債等の運用利率による方法の順に独立企業原則に即した結果が得られるとしている。

📖 情報通信の技術の利用に関する省令

平成15年2月に施行された「行政手続オンライン化法」では、行政機関等への申請・届出等手続について「主務省令」の定めるところにより、オンラインでの手続が認められた。オンライン手続のうち国税関係のものを定めたのが「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」である。同省令では、例えばオンライン手続を行う場合の事前届出や電子署名に係る電子証明書の送信など、国税の申告・納税手続をオンラインで行う場合の具体的な方法等が規定されている。

📖 ライセンス供与

ライセンス供与の約束が、顧客との契約における他の財又はサービスを移転する約束と別個のもので、独立した履行義務である場合、①ライセンス期間にわたり存在する企業の知的財産にアクセスする権利は、一定期間にわたり充足される履行義務として処理、②ライセンスが供与される時点で存在する企業の知的財産を使用する権利は、一時点で充足される履行義務として処理し、顧客がライセンスを使用してそこからの便益を享受できる時に収益を認識するとされている（収益認識適用指針案第62項）。

From
編集室

◆企業会計基準委員会が3月に公表予定の収益認識会計基準では、割賦基準の適用が認められなくなる。これまで日本で行われてきた実務に配慮し、出荷基準等の一部の項目は代替的な取扱いが容認されたが、割賦基準は除外された格好だ。◆会計基準のみの見直しであれば、その影響は上場企業などの大会社に限られる。しかし、税務上の取扱いが変われば中小企業にも影響を及ぼす。今回の改正はまさにこれに当てはまる。◆平成30年度税制改正では、会計基準に併せて税務上も一定の経過措置の後、割賦基準は廃止される。今回の会計基準の改正では中小企業が最もあおりを受けたといえそうだ。（MIN）

週刊T&Amaster 第726号

2018年2月12日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい